

立木伐採等には、事前の手続きが必要です。 ～森林法のルールを守りましょう。～



現地が「土砂流出防備保安林」であることを示す看板

自分の山の木なら、自由に伐つてもいい。こんなふうに思っている森林所有者の方がいるかもしれません。地域森林計画の対象森林においては、自分の山の木を伐る場合にも、森林法上の手続き（事前の許可申請や届け出等）が必要です。

①立木伐採等に必要な森林法の手続（抜粋）

①普通林（保安林以外の森林）の場合

普通林で伐採や造林を行う場合、30～90日前までに、市町村へ届け出が必要です（伐採・造林の届け出制度）

また、「森林經營計画」に基づいた伐採の場合、伐採後30日以内に市町村へ届け出が必要です。

②保安林内での伐採等を行う場合（保安林制度）

保安林内で立木を伐採する場合は、2週間前までに地方事務所へ届け出が必要です。また、保安林内で土地の形質を変更する等の行為を行う場合、30日前までに地方事務所へ許可申請を行い、許可を受けることが必要になります。

③1ヘクタール以上の林地を開発する場合

（林地開発許可制度）

④森林の土地を新たに取得した場合

90日以内に市町村へ届け出が必要です。（森林の所有者届け出制度）

それぞれの手続きに必要な書類や保安林等の区域の確認等詳しくは、事前に地方事務所林務課又は市町村役場にお問い合わせください。